

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機
（343））

2. 日時：令和2年7月13日16時00分～19時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐、角谷安全審査官、照井安全審査官

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長他12名

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、重大事故等対策の大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に関して、令和2年7月9日に提出された資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

- 有線式通信設備の使用について、重大事故時及び大規模損壊時それぞれにおける水密扉の運用の考え方を整理して説明すること。
- 大規模損壊における自然現象の抽出の考え方を本文及び添付の整合を図った上で整理して説明すること。
- 発電所敷地内に土石流危険区域があることを踏まえ、発電用原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然現象として抽出することの可否を整理して説明すること。
- 自然現象の抽出過程において、「太陽フレア、磁気嵐」が「落雷の影響に包含される」としている考え方を整理して説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし